

会 議 録

会議の名称	令和8年度第1回川越市上下水道事業経営審議会
開催日時	令和8年7月14日(火)午後1時30分開会・午後4時00分閉会
開催場所	川越市保健所棟2階 大小会議室
議長(会長) 氏名 *敬称略	議長:山崎 宏史(会長)
出席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	山崎 宏史(会長)、長岡 千晶(副会長) 中野 敏浩、小高 浩行、柿田 有一、高橋 剛、桐野 忠、小ノ澤 哲也、 吉野 郁恵、平賀 隆、相田 英一、田中 誠、菅間 和範、横山 三枝子、 佐久間 佳枝 の各委員(15名)
欠席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	宮岡 寛、山口 陽子、正木 一弘 の各委員(3名)
事務局職員 氏名(職名)	野口 幸範(上下水道事業管理者) 内田 真(上下水道局長) 【財務課】 馬橋 洋(課長)、内田 拓亨(副課長)、佐藤 和明(副主幹)、 天沼 健太(主任) 【給水サービス課】 神立 寛司(課長) 【事業計画課】 眞野 和幸(上下水道局副局長兼課長)、田中 能彰(副課長)、 小柏 尚己(副主幹) 【水道工務課】 新井 賢一(上下水道局参事兼課長) 【下水道課】 西村 雅喜(上下水道局参事兼課長) 【上下水道管理センター】 小嶋 裕(所長) 【総務企画課】 米山 隆(上下水道局副局長兼課長)、嶋村 典子(副課長)、 高田 英明(副主幹)、高橋 真紀(主査)、小澤 裕樹(主任)、 金井 拓実(主任)
傍聴人(人数)	2名

会議次第	別紙のとおり
配付資料	(事前配付資料) ○会議次第 ○資料１－１ 川越市の水道事業について ○資料１－２ 川越市の下水道事業について ○資料２ 公営企業の概要と経営戦略について ○資料３ 経営戦略（令和７年度版）の水道料金改定率について ○資料４ 水道料金改定に係る想定スケジュール ○資料５ 令和８年度予算の概要 (当日配付資料) ○委員名簿 ○川越市農業集落排水事業経営戦略

議事の経過	
発言者	議題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
	1 開会 【委嘱書交付】 委員への委嘱書の交付が行われた。また、委員18名のうち15名が出席しており、出席者が過半数に達しているため、川越市上下水道事業経営審議会条例第5条第2項に基づき、会議が成立している旨の報告がなされた。 2 上下水道事業管理者挨拶 3 委員自己紹介、職員紹介 事務局より、出席している各委員及び上下水道局の職員の紹介が行われた。 4 会長、副会長選出 委員の互選により、会長に山崎委員、副会長に長岡委員が選出された。 5 諮問 【諮問書の手交】 上下水道事業管理者から山崎会長および長岡副会長へ、「水道料金の改定について」の諮問書の手交が行われた。 会長 挨拶（山崎会長） 副会長 挨拶（長岡副会長） 【傍聴希望者の確認】 会長から傍聴希望者の有無について確認が行われ、2名の傍聴希望者に入室の許可がなされた。 6 議題 （1）水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の概要について 事務局 資料1－1及び1－2に基づき説明 委員 資料1－1の2ページで、有収水量と年間配水量に約200万m³の差があるが、これはどのようなものか。

事務局	有収水量と年間配水量の差については、事業用水や消防用の水、またメーターの不感水量が計上されている。基本的には消防活動で使用した水や、水道事業における洗浄用水など、料金として徴収できない水がこの差に反映されている。 (2) 公営企業の概要と経営戦略について
事務局	資料2に基づき説明
事務局	資料2の8ページの公共下水道事業の管路の老朽化グラフに、誤って水道のデータを使用していたので、後ほど差し替えを行う。
事務局	補足として、令和8年度予算において、水道事業、公共下水道事業ともに赤字となる予定である。今後の審議の前提として影響があるため、改めて状況をご確認いただきたい。
副会長	公共下水道事業について、令和8年10月より料金改定を行うが、8ページの令和9年度以降に約2～3億円の黒字を見込んでいるという計画は無事達成できそうか。 また、水道事業について、もし令和9年10月に45%の料金改定が行われた場合、令和9年度の収支予測はどのようなになるのか。
事務局	資料の数字は、令和6年度時点に作成した経営戦略の見込みであり、予算段階のものではないが、令和9年度の水道事業は経営戦略上の見込みとして約2億3,000万円の黒字を見込んでいる。
会長	資料のグラフの捉え方として、経営戦略上、令和9年度に45%改定したとしても赤字が完全になくなるわけではなく横ばい程度にとどまり、その後更新費用等で再び赤字が拡大するため、令和14年度に15%の改定を行うことで回復させる、ということによいか。
事務局	その通りである。経営戦略は10年間の計画となっており、令和9年に45%、令和14年に15%の改定を見込まないと経営が成り立たないという試算となっている。
委員	資料1-1の3ページで、県水が令和8年度から21%改定になるとのことだが、市にはいつ頃情報が入ったのか。
事務局	値上げの傾向については3～4年前からあった。ただ、市としても計画

	を立て審議会に諮る手順を踏む必要があったため、近隣の自治体とともに県へ働きかけを行った結果、県が1年先送りし令和8年4月からの値上げとなった。令和6年度に経営戦略を改定する段階で本状況を把握していた。
委員	配水量における県水と地下水の割合について、何か決まりはあるのか。
事務局	地盤沈下等の恐れがあるため、地下水の汲み上げ量は県との取り決めで制限されている。平成29年の取り決めで、水源量は1日あたり1万7,700トンという上限が定められている。市全体の配水量から、市の井戸から汲み上げ可能な上限量を差し引いた分を、県から購入する水量として設定している。
委員	汲み上げ量が上限に達した場合、自己水率はどの程度になるか。
事務局	上限である1日あたり1万7,700トンを汲み上げた場合、自己水率は約17%になる。
委員	値上げをしなかった場合の最悪のシナリオはどうなるのか。値上げをせず施設の更新ができなかった場合の影響を利用者に分かりやすく示さなければ、値上げの必要性に対する理解を得られないと考える。
事務局	収益的収支で黒字を出して設備更新を行うので、値上げをしないと設備更新が立ち行かなくなるという重大な影響が出る。
事務局	経営戦略上でも、現行の料金では令和7年度以降純利益が出なくなり、令和16年度には相当な損失が生じる見通しである。純利益が出ないと資本的収支の支出に回す資金が確保できず、結果として施設の更新が滞る。結果、インフラの老朽化が進み、現在市内でも発生している漏水事故等の増加につながり、利用者に多大な不便をかけることになる。次回以降の審議において、できるだけ分かりやすい資料を作成し提示したいと考える。
委員	利用者はそうした背景を把握していないので、水道料金の値上げに対する利用者の理解を得るため、施設の老朽化が進んで水道が使いなくなるとどうなるか、生活への具体的な影響を見える化して分かりやすく伝えることが重要である。
会長	市民の理解を得るため、漏水事故などの具体的な状況を視覚的に示すことも有効かと思う。
委員	地下水を汲み上げた場合の費用と、県水を購入する場合の費用の比較計

	算はあるのか。 事務局 現在計算中である。過去の比較では地下水を汲み上げる方が安価だったが、燃料代や電気代、設備の維持管理費用、耐震化等の減価償却費を加算していくと相当な金額になると記憶している。改めて最新の数字を整理し、次回以降にお示しする。 ————— 休 憩 ————— (3) 経営戦略（令和7年度版）の水道料金改定率について (4) 水道料金改定に係る想定スケジュールについて
事務局	資料3、資料4に基づき説明
会長	経営戦略では45%の改定を令和9年10月に行うと計画されているが、実際の料金改定の時期や改定率については次回以降の審議会で具体的に議論するという理解でよいのか。
事務局	あくまで経営戦略は計画であるので、これを基に審議いただくということになる。
委員	改定時期を年度初めの4月1日ではなく、令和9年10月としたのは、下水道使用料の改定が令和8年10月だから1年後とただけではなく、ほかに何か検討理由があるのか。
事務局	単に下水道から1年後としたわけではなく、経営戦略の計画上、令和9年10月に改定しないと経営が成り立たないという見通しから設定されたものである。この時期についても今後審議いただく必要があると考えている。
委員	資料3の4ページについて、料金算定期間である5年間のうち、収支均衡を目指す期間を改定後の2年間に設定した理由について、もう少し説明をいただきたい。5年間全体で見るのではなく、2年間に絞ったことによる影響などについて教えていただきたい。算定期間5年間のうち、改定後の2年間のみで収支均衡を目指すことによる差額はどのように処理されるのか。
事務局	本来であれば、算定期間5年間（令和7～11年）全体で100%を回収できるように設定すべきだが、改定率が45%では全く足りず大幅な値上げとなってしまう。そのため、今回は料金改定後の2年間においてのみ

	100%を回収できるように、45%という改定率を設定した。不足する3年間分の差額については、現在保有している内部留保資金の活用と、企業債の借入を増やすことで対応している。内部留保資金を取り崩す点については直接的な負担には直結しないが、企業債の借入を増やすことについては、将来世代の市民の方々への負担につながる課題がある。
委員	施設面の建設改良費約50億円という算出根拠について、物価上昇などほどの程度見込んでいるのか。
事務局	更新需要の高まりに伴い段階的に業務量を増やしていくことに加え、物価上昇率として2%を見込んでいる。
委員	管路の更新は、今後はポリエチレン管への移行が中心となるのか。
事務局	ポリエチレン管と、耐震性を備えたダクタイル鋳鉄管の2種類で更新していく方針である。
委員	保守等の対応は今後、管工事業協同組合への委託が中心となるのか。
事務局	現状も夜間対応を含め管工事業協同組合に依頼しているが、組合側も人員確保が厳しい状況であると聞いているので、今後の動向を見ながら対応していく。
副会長	資料5ページの施設面（資本的収支）の企業債償還金は表中でどのような扱いになっているのか。 また、今後の議論の参考として、令和9年の45%について段階的な引き上げの選択肢など、他事業体での一般的な改定方法について共有しておきたい。川越市の過去の改定実績、方法なども教えていただきたい。
事務局	企業債の償還金は、資本的支出約50億円の中に含まれる形で計上されており、金額としては平均で約3.7億円が含まれている。 改定手法（段階的改定など）は次回以降の議論の選択肢の一つと考えている。川越市では過去5回の水道料金改定を行っており、直近では平成9年11月に28.75%の改定を1回で実施して以来、約30年間改定を行っていない。なお下水道使用料については、平成21～24年度の4年間にかけて段階的に改定した実績がある。段階的改定を行った場合の経営維持への影響も含め、本市に適した手法を慎重に検討する必要があるため、次回審議会にて他自治体の事例等を含めた資料を提示する。
委員	通常、水道料金は3～5年の算定期間にかかる経費を料金で回収するこ

	とを前提に算定するため、多くの事業体では1回で改定を行うケースが多い。しかし長期間改定を行わなかった自治体では、1回で必要な回収額を設定することが難しく、次回の算定期間で再改定を行う方針を示したり、住民負担を考慮して複数回に分けて段階的に引き上げる答申を出したりするケースもある。ただし、主流は1回での改定である。
副会長	段階的値上げを行った場合、事業の運転資金不足による追加借入のリスクもあるため、今後の審議会で川越市にとって最適な方向性を検討いただきたい。
委員	6 ページに記載されている、施設面の不足財源 29 億円を料金改定と企業債で約半分ずつ賄うというバランスの妥当性について教えていただきたい。経営戦略に記載があるとのことだが、半分と決まった際の経緯を説明してほしい。
事務局	水道管は将来にわたり使用されるため、将来世代にも更新費用を負担いただく必要がある。将来世代への負担をどの程度にするのが適切かという点を審議会へ諮らせていただいたところ、現世代と将来世代で半分ずつ負担する形に至ったものである。 7 報告事項 (1) 令和8年度予算の概要
事務局	資料5に基づき説明
委員	減価償却費等が前年度比で増加している要因と背景を教えてほしい。また、減価償却費の計上は将来の更新財源となる内部留保を増やす効果があるため、過去と将来の見立てに関する資料を次回提示いただきたい。
事務局	減価償却費の増加は、主に資産減耗費（水道事業での添架管撤去、下水道事業でのゲート撤去に伴う除却損）の計上による一時的なものである。ご要望の推移資料については、次回提示する。
	8 その他
事務局	9 閉会 次回の経営審議会の開催について、以下の通り説明した。 第2回経営審議会 日時：令和8年8月3日（月）午後2時より 会場：川越市役所本庁舎 第1・第5委員会室